

「ASEAN地域における道産食品輸出拡大支援事業
委託業務」に係る総合評価一般競争入札における
落札者決定基準

令和8年（2026年）3月17日
北海道経済部食関連産業局食産業振興課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、「ASEAN地域における道産食品輸出拡大支援事業委託業務」（以下、「業務」という）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

- (1) 入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

- (2) 競争入札（再度入札に限る。）の結果、予定価格の範囲内の入札価格がない場合又は応札者がいない場合は、随意契約によることができ、最低価格の入札者から見積書及び提案書を徴する。
- (3) 予定価格の範囲内である価格をもって申込みをした入札者全員の入札価格及び提案書を評価した結果、当該入札者全員が最低限の要求水準を満たしていないことにより落札者がいない場合は、入札者がいなかったものとみなし、(2)と同様に随意契約によることができることとする。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の得点配分を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

価格評価点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の得点配分}$

<例> 予定価格が 550,000 円で入札価格が 500,000 円の場合

$$(1 - 500,000 \text{ 円} / 550,000 \text{ 円}) \times 50 \text{ 点} = 4.545\cdots \approx \underline{4.55}$$

4 技術評価点

技術評価点は、別紙「ASEAN地域における道産食品輸出拡大支援事業委託業務」 技術評価点 評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」と

いう。)に基づき、本基準の第5項に定めるところにより評価基準に記載する評価項目毎に評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

- (1) 技術評価点の評価は、道が設置した「ASEAN地域における道産食品輸出拡大支援事業委託業務」の契約における総合評価審査会（以下、「審査会」という）において審査する。
- (2) 1次評価（書面審査）において、評価基準による必須項目が具備されているか否かを事務局が判定し、これを満たしている者には基礎点10点を与え、1項目でも満たしていない場合、その時点で失格とする。
なお、判定結果については2次評価（プレゼンテーション）前に委員に報告する。
- (3) 2次評価（プレゼンテーション）においては、加点項目について、提案内容に応じ審査を行い、その提案内容に応じて評価基準に示す配点に基づき加点する。
- (4) 技術評価点は、審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）

6 価格評価点と技術評価点の得点配分

価格評価点と技術評価点の得点配分は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

区分	価格評価点の得点配分	技術評価点の得点配分	合計
配分	50点	150点 うち基礎点 20点 うち加点 130点	200点